

警察庁政策評価研究会
第29回議事録

平成27年2月20日開催

警察庁長官官房総務課

第29回警察庁政策評価研究会

1 日時

平成27年2月20日（金）午前10時00分から午前11時04分までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

○ 委員

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授（座長）
江尻 良 東海旅客鉄道株式会社広報部長
櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授

○ 警察庁

栗生 俊一 官房長
沖田 芳樹 総括審議官兼審議官（国際担当）
島根 悟 政策評価審議官兼審議官（生活安全局・サイバーセキュリティ担当）
露木 康浩 審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
濱 勝俊 審議官（交通局担当）
牛田 克己 技術審議官
白川 靖浩 総務課長
山本 仁 給与厚生課長
小田部 耕治 生活安全企画課長
直江 利克 運転免許課長
筋 伊知朗 警備企画課長
佐野 裕子 総務課警察行政運営企画室長
和田 薫 警備課災害対策室長
名和 振平 警察大学校警察政策研究センター所長（オブザーバー）
田代 裕昭 科学警察研究所総務部長（オブザーバー）

4 議題

- (1) 国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（案）について
- (2) 平成27年度政策評価の実施に関する計画（案）について
- (3) 平成27年度実績評価計画書（案）について
- (4) 総合評価書（災害に係る危機管理体制の再構築）（案）について
- (5) 事業評価書（子供女性安全対策班の設置）（案）について
- (6) 事業評価書（道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制）（案）について
 - ・ 75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の導入

5 報告事項

平成26年中に実施した事前評価について

(佐野警察行政運営企画室長)

それでは、皆様おそろいになりましたので、第29回警察庁政策評価研究会を開催いたします。

総務課警察行政運営企画室長の佐野でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、長官官房長に栗生が、政策評価審議官に島根がそれぞれ着任したほか、人事異動等により、前回の研究会から出席者の変更がございますが、お手元の座席表をもって御紹介は割愛させていただきます。

なお、本日、諸事情により、前田委員及び妹尾委員が御欠席でございますことから、田辺委員に座長をお願いいたしております。よろしくお願いいたします。

それでは、長官官房長の栗生から御挨拶申し上げます。

(栗生官房長)

一言御挨拶申し上げます。先月、異動で刑事局長から長官官房長に赴任いたしました栗生でございます。先生方には、相当永きにわたりこの研究会で御指導いただきまして、ありがとうございます。

私も21年から3年間、審議官としてお世話になりました。若干ブランクはありますがけれども、また引き続き、御指導いただければと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

それでは、議題に移らせていただきます。

本日は、議題6点と報告事項1点でございます。

議題の1点目から3点目までは、政策評価の計画に関するものでございます。

3年に一度策定しております「基本計画」、平成27年度に評価対象とする政策を定めた「実施計画」及び「実績評価計画書」の案を作成しております。

議題の4点目以降は、「災害に係る危機管理体制の再構築」、「子供女性安全対策班の設置」等に関する評価書案についてでございます。

報告事項は、平成26年中に実施した事前評価に関するものでございます。

次に、配付資料の説明をさせていただきます。今回、配付資料は7点ございます。

資料1といたしまして、1つ目の議題であります「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（案）」でございます。

資料2が2つ目の議題であります「平成27年度政策評価の実施に関する計画（案）」でございます。

資料3が3つ目の議題であります「平成27年度実績評価計画書（案）」であり、関連資料として、資料4「平成27年度実績評価計画書（案）の「業績目標の説明・業績指標・達成目標等」に関する前年度対照表」を配付しております。

資料5が議題4の「総合評価書（災害に係る危機管理体制の再構築）（案）」、資料6が議題5の「事業評価書（子供女性安全対策班の設置）（案）」、資料7が議題6の「事業評価書（道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制）（案）」となります。

それでは、田辺座長の司会によりまして、議事進行をお願いいたします。

(田辺座長)

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

再度確認をいたしますけれども、本研究会は、国の治安に関する事項を取り扱うなどの特殊性を考慮いたしまして、研究会自体は一般公開しておりません。他方、議事録につきましては、事務局で案を作成した後で、各発言者が内容を確認するなどした上で、警察庁のウェブサイトに掲載するという形で公開することにしておりますので、この点、御了承をお願いいたします。

それでは、本日の議事に入っていきたいと思います。

先ほど御説明がありましたとおり、本日の議題は6点ございます。まず1点目から3点目は、政策評価の計画に関するものですので、まとめて佐野室長から御説明をお願いいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

それではまず、議題1「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画(案)」について、資料1に基づき御説明いたします。

従来の基本計画においては、計画期間中に実施する政策評価の対象政策を具体的に列挙しておりましたが、次期基本計画においては、中長期的な方向性、すなわち、どのような政策を対象とするのかという考え方は、引き続き示しつつ、具体的な対象政策については、毎年度作成する実施計画において定めることといたしました。

続いて、議題2「平成27年度政策評価の実施に関する計画(案)」について、資料2に基づき御説明いたします。

ここでは、2の「事後評価の実施に関する計画」について御説明いたします。まず、(1)の「実績評価方式による評価」について、別添1のとおり、27年度においては、本年度と同様の基本目標等について、26年度を評価期間とする評価書を作成することとしております。

また、別添2のとおり、27年度を評価期間とする評価を実施することを予定しており、この評価の計画書となる「平成27年度実績評価計画書(案)」については、議題3として、後ほど御説明いたします。

次に、(2)の「事業評価方式による評価」について、別添3のとおり、27年度においては、「指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」及び「道路交通法の一部を改正する法律(平成21年法律第21号)により新設された規制」について評価を実施することとしております。その具体的な内容は、「高齢者運転者等専用駐車区間制度に関する規制」であります。

次に、議題3「平成27年度実績評価計画書(案)」について、資料4を使用し、前回の研究会における委員からの御指摘を踏まえまして、前年度から変更した点に絞って御説明いたします。

まず、基本目標2・業績目標5「被疑者取調べの適正化の更なる推進」については、研修の実施状況の定量化及び取調べ監督における実視認率の導入を行っております。

また、基本目標6「犯罪被害者等の支援の充実」及び基本目標7「安心できるIT社会の実現」については、それぞれ2つずつ業績指標を新設いたしました。これにより、よりきめ細やかな評価を目指してまいります。

以上で、「平成27年度実績評価計画書（案）」の説明を終わります。

(田辺座長)

ありがとうございました。それでは質疑・意見交換に移りたいと思います。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

(江尻委員)

資料4ですが、平成27年度実績評価計画書の修正ということで、基本目標7の業績目標1の「安心できるIT社会の実現」のところで、業績指標として新たに「情報セキュリティ関連事業者等との連携状況」、あるいは、業績指標③で「国内の事業者等との連携」がございます。私ども鉄道会社も、そういう意味ではしっかりと連携していかないといけないと感じております。質問ですが、具体的に通常の会合や、日常的な形で外向きにPRすることもございますけれども、今後は一層事業者との情報交換をする機会も増えていくと思いますので、その現状や今後の見通しを知りたいのですけれども。

私も、社内で担当しているものですから、関心が高いということで、教えていただくと幸いです。

(島根政策評価審議官)

サイバーセキュリティ担当の審議官をしております島根でございます。私の方から御質問についてお答えしたいと思います。

安心できるIT社会ということで、いろいろな取組を政府の方でもやっておりますけれども、一翼を担う私ども警察としましても、いろいろな取組の中で、事業者の方との連携、関係の構築というのは極めて重要だろうと考えております。

業績指標②の情報セキュリティ関連事業者等ということで申しますと、いろいろなウイルス対策ソフトの関係で、そういったサイバーセキュリティの業者さん等がおられますが、そういった方々に情報を提供したり、情報をいただいたりとお互いに連携することで、いろいろな取組をしていきたいということを考えております。

それから、業績指標③のサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化ということでは、サイバーテロ対策とかそういったことを中心に、いろいろな取組を行っております。サイバー攻撃事案の発生を想定した共同訓練等も複数の事業者と実施させていただいておりますので、そういった取組も行っているという形で定性的に記載できればなあと考えております。

(江尻委員)

ネットの世界というのは国境がなく、情報の拡散スピードも速い、また、拡散のルール等が確認してもよく分からないということで、民間事業者も非常に苦労しております、御連絡をいつでもできる体制を強力に作っていただければと思います。

(島根政策評価審議官)

もちろん御相談させていただきながら、取り組んでいきたいと考えております。

(江尻委員)

ありがとうございます。

(櫻井委員)

今の基本目標7のところは、前からあったけれども、業績指標を新しく作ったということでもいいのですか。

(島根政策評価審議官)

そうです。これまでは、サイバー犯罪の検挙件数とかサイバーテロの発生件数という指標のみであったのですが、例えば、サイバーテロとして認定できなくても、現実的にネット社会においてはいろいろなことが起きているであろうということで、もう少しどういった取組を行っているかということについて、今回、関係事業者等との情報交換、協力関係の構築といったことが極めて大事であることから、こうした指標を新たに設けさせていただいたということでございます。

(櫻井委員)

業績指標③の「サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携状況」ですけれども、最も狙われやすいのは、国や地方公共団体だと思うのですが、その部分はどうカウントされるのでしょうか。この中に入っているのでしょうか。

(島根政策評価審議官)

そうです。その辺りも含めて考えておまして、政府全体としては、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）が中心となって推進しておりますけれども、警察は密接に連携しておりますし、先ほども「国境がない」という御指摘がございましたけれども、海外との情報交換も含めて考えております。

(櫻井委員)

マイナンバー制度の導入が予定されていますが、地方公共団体ですと、ウィンドウズのバージョンが古いなどという問題があり、格段に危ないかなという印象がありまして。

(島根政策評価審議官)

マイナンバー制度を導入にするに当たり、どういったシステムを作るか、かなり苦労して総務省が今まさに検討しておられると承知しております。

(櫻井委員)

警察庁とはあまり関係なく、それはそれで、総務省の方で検討されているという感じ

ですか。

(島根政策評価審議官)

一義的には、そうですね。

(櫻井委員)

分かりました。

(田辺座長)

私も2点ほど。

1点目は、このITに関しましては、前田先生を始め、今、重点的に評価するべきだということを前々年ぐらいからずっと申し上げてきましたので、こうした形で指標が拡大され、非常に大きく位置付けていただいたことは評価したいと思います。

このITの前の基本目標である犯罪被害者の支援についても、業績指標を2つ加える形で拡大されたと思いますけれども、これはおそらく、今、内閣府から犯罪被害者支援に関する業務が警察庁に移管される法案が検討されていると思いますけれども、それとの関係では、どう考えたらよいのでしょうか。

(山本給与厚生課長)

犯罪被害者支援関係を担当しております給与厚生課長でございますが、今のお話のとおり、平成28年4月に内閣府から犯罪被害者等施策が警察庁に移る予定でございます。

今回の指標を追加したことにつきましては、昨年6月の研究会における櫻井先生からの御指摘等を踏まえまして、犯罪被害者支援の推進状況の分析をより充実させたいというものでございます。

(田辺座長)

分かりました。

政府全体の犯罪被害者等基本計画は、まだ残っているのですか。

(山本給与厚生課長)

27年度が現行の第2次犯罪被害者等基本計画の最終年度でありまして、28年度に新しい計画が作られることになるのであろうと思っております。今、その準備段階ということで、専門会合が開かれているところでございます。

(田辺座長)

分かりました。櫻井先生、この点について何かございますでしょうか。

(櫻井委員)

特にありません。

(田辺座長)

よろしゅうございましょうか。

では、基本計画、27年度の実施計画、27年度の実績評価計画書案に関しましては、この形で進めていただきたいと思います。

それでは次に、議題4の総合評価書「災害に係る危機管理体制の再構築」案について、警察庁の警備課から説明をお願いいたします。

(和田災害対策室長)

警備課の災害対策室長をしております和田でございます。よろしくをお願いいたします。「災害に係る危機管理体制の再構築」に関する総合評価書の案につきまして、お手元の資料5の要旨に基づいて、御報告いたします。

評価の対象は、1頁目に記載のとおり、平成23年11月30日付けで発出されております警察庁次長の依命通達「災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築について」に基づいて実施されました施策であります。大きく、第1の「警察庁における施策」、第2の「都道府県警察等における施策」に分けられます。

まず、警察庁における施策については、大きく3項目に分けられます。

2頁目を御覧ください。1つ目は、「業務継続・バックアップ体制の検証及び再構築」でありまして、2頁から3頁にかけて(1)から(3)の項目を記載しております。これまでの主な取組といたしまして、初動対処訓練の実施結果を踏まえた対応要領の改善、幹部の職務代行者の指定、非常時に優先して行うこととなる業務内容の精査、災害警備本部の再編による体制強化、あるいは代替施設の機能強化を図るなど、業務継続・バックアップ体制の構築に努めてまいりました。今後の政策への反映の方向性といたしましては、引き続き関係省庁と連携しつつ、初動対処訓練を始めとする各種訓練を継続的に実施いたしますほか、代替施設に要員を搬送する際の複数手段の確保等をさらに進めていく必要があると考えております。

続きまして2番目の項目、3頁から5頁にかけてであります。「制度の改善・見直し」ということで、(1)から(5)の項目に対応した取組でございます。主な内容といたしまして、警察災害派遣隊の設置でありますとか、支援対策室の制度化、多数死体取扱要領の制定や訓練の実施、交通規制実施要領の制定を行うなど、災害発生時における各種活動のための制度の改善・見直しを図ってまいりました。今後の政策への反映の方向性といたしましては、これら新たな制度や仕組み、策定された要領等に則しました訓練を継続することにより、災害発生時の的確な対応を確保するとともに、訓練結果等を踏まえつつ、不断の見直しを進めていく必要があると考えております。

警察庁の施策の第3といたしまして、5頁から7頁にかけての記載であります「関係機関・団体との協議」でございます。主な取組といたしまして、自衛隊、消防等関係機関との合同訓練の実施、ボランティア関係車両に関する内閣府との情報共有、遺体発見時における警察への情報の正確な引継ぎを図るなど、関係機関との連携態勢の構築に取り組んでまいりました。今後の方向性といたしましては、引き続き、その時々発生する災害への対応結果等も踏まえながら、関係機関・団体や事業者との合同訓練を重ねるなど、協力体制の強化に引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

次に、都道府県警察等における施策であります。こちらは7項目に分かれます。

8頁を御覧ください。まず、1番目の初動警察措置について、8頁から12頁にわたります。8頁から(1)から(10)までの項目を掲げております。これまでの主な取組といたしまして、各都道府県警察の実情に応じまして、災害警備本部体制の見直し、業務継続計画の策定や見直し、通信指令や航空隊の運用確保に係る体制の確保等の取組、津波災害につきまして、避難活動に係る活動要領の策定や装備資機材の整備を図るなど、災害発生時における初動警察措置の対応強化に努めてまいりました。今後の政策への反映の方向性といたしまして、現場での実対応も踏まえつつ、各種訓練を積極的に実施し、さらに様々な災害対応を通じて、検証を重ねることにより、初動警察措置の万全を更に期す必要があると考えております。

続いて2番目、12頁であります。「交通の規制」の項目で(1)から(3)までの小項目に対応した取組です。これまでの主な取組といたしまして、交通規制計画の見直し、緊急通行車両確認標章の交付に関します事前届出制度の再周知、信号機電源付加装置等の整備促進を図ってまいりました。今後の方向性といたしましては、引き続き、道路状況の変化等に応じて、交通規制計画の見直しを継続いたしますほか、信号機電源付加装置等の整備を推進してまいらなければならないと考えております。

次に、12頁から13頁にかけてであります。「検視、身元確認等」の項目です。これまで自治体と連携して検視場所等の確保を行ったほか、医師会等との連携を強化し、災害発生時に検視、身元確認等を行う態勢の構築を図ってまいりました。今後の方向性といたしましては、遺体の取扱いに係る自治体との協議を継続して行うとともに、医師会等との合同訓練による身元確認作業の練度向上等を図ってまいりたいと考えております。

次に4番目、13頁から14頁にかけてであります。「行方不明者対策」であります。主な取組といたしまして、水没地域において捜索を実施するための装備資機材の整備、行方不明者の合同捜索等に関する関係機関との連携強化、情報の円滑な集約・整理に向けた各種システムの構築等を進めてまいりました。政策への反映の方向性といたしましては、引き続き、各種装備資機材の整備に努めるとともに、導入した資機材の取扱いに習熟するための訓練、あるいは災害発生時の行方不明者情報の収集・整理に向けた取組を強化していく必要があると考えております。

次に5番目であります。14頁から16頁にかけまして「治安の維持」という観点から(1)から(4)の項目を掲げております。主な内容といたしまして、被災地における犯罪情勢の把握、広報啓発活動等を円滑に行うためのマニュアル作り、災害に便乗した詐欺事件等への対応の強化等、被災地における治安維持のための態勢構築を図ってまいりました。今後の方向性といたしましては、これら施策を継続して実施いたしますとともに、関係機関や事業者等とのさらなる連携強化を図っていく必要があると考えております。

続いて6番目、「被災者の支援」であります。16頁から17頁にかけての記載です。主な取組といたしまして、災害発生時における行政手続の特例に関しまして、事務担当者等に対する研修を繰り返し実施したほか、大量の拾得物の保管場所の確保を図るなど、災害発生時における被災者支援の態勢構築を進めてまいりました。今後の方向性といたしましては、引き続き、災害発生時における特例に関する研修を行い、発災時の態勢確

保に努めるほか、指定した拾得物保管場所等に関する点検・見直しを行い、必要に応じてマニュアルの見直し等も進めてまいりたいと考えております。

最後に7番目の項目といたしまして、17頁から18頁にかけ、「部隊の派遣」であります。これまでの取組といたしまして、迅速な部隊派遣に向けた訓練や民間事業者との協定の締結等により、即応態勢を強化するとともに、派遣元の治安維持を念頭に置いた業務継続計画の策定・見直し等を行ってまいりました。政策の反映の方向性といたしましては、引き続き、各種訓練を実施し、部隊による対処能力の向上を図るほか、支援物資の調達や搬送に関しまして、関係機関との連携強化を推進し、実災害への対応にも照らしながら、さらに対策を進めていく必要があると考えております。

以上、「災害に係る危機管理体制の再構築」に関する総合評価書案の概要となります。

(田辺座長)

どうもありがとうございました。

それでは、質疑・意見交換に移りたいと思います。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

私から何点か発言させていただきます。1点目は、都道府県のBCPプラン（業務継続計画）なのですが、一応全部の整備が終わっているということが記載されておりますけれども、他の官庁では、まだ作っていないというところがあります。それで、なぜできていないのかというと、自分のところだけならできるのですが、関係機関との調整が全部終わっていないということです。例えば、某独法ですと、地元の市長さんとの関係や供給元の業者との関係でつまづいているということなのですが、各都道府県警察で作られたBCPプランは、調整が済んで形になっていると理解してよろしいのでしょうか。

(和田災害対策室長)

47都道府県全てにおいて、BCPプランがあります。警察庁にももちろんございまして、政府といたしましては、関係省庁含めて全て策定されております。都道府県警察の業務継続の関係につきましては、基本的には、都道府県警察が発災時に効果的に災害に適應できるような体制作り、そのための継続すべき業務の内訳でありますとか、あるいは庁舎管理の方法等が主になってまいります。その上で、必要な関係機関、自治体あるいは事業者等とのことが必要に応じて触れる内容になっておりますので、適宜その必要性に応じて見直しを進めていくというのが現段階の状況でございます。

(田辺座長)

分かりました。

2点目ですけれども、信号機の電源付加装置がストックとして増えているというのは分かるのでありますが、例えば主要幹線のところではどうなのか、おおまかな感触で構いませんけれども、どのくらい対応できているのでしょうか。もう、ほぼ終わっているのでしょうか。それとも十何パーセントぐらいしか終わっておらず、まだまだという感じなのでしょうか。

(濱交通局担当審議官)

交通局の審議官の濱でございます。おおまかな話で言いますと、都道府県で濃淡があるようでして、全体でどれだけ整備するかというのは社会資本整備重点計画に合わせて整備しているのですけれども、全部が終わっているというわけではないので、段階的に進めているということでございます。

(田辺座長)

分かりました。

(櫻井委員)

部隊関係のことでお伺いしたいのですが、3頁に警察災害派遣隊の広域的な派遣態勢の枠組みという話がありまして、それから17頁に都道府県の派遣部隊関係で、評価の結果の2番目のところに広域緊急援助隊の招集訓練というのがありますけれども、これらの関係について、同じなのか、同じでないのであれば違いをお伺いしたいのですけれども。

(和田災害対策室長)

3頁の方の警察災害派遣隊の設置につきましては、これまでは広域緊急援助隊というものが対応の基本でありましたが、今回の東日本大震災を受けまして、それも含めまして、即応部隊と一般部隊から成る警察災害派遣隊というものに全国的なレベルで再編を行ったという枠組みの話でございます。17頁に書いておりますのは、その新たな枠組みに基づきまして、各都道府県警察において訓練を重ねているという関係になります。

(筋警備企画課長)

警察災害派遣隊というのは1番大きな括りで、その中の中心の部隊として広域緊急援助隊があると御理解いただければと思います。

(櫻井委員)

そうすると大本は国ですか。警察庁の方で仕切れるのですか。

(和田災害対策室長)

その時々には都道府県警察が、広域緊急援助隊を始めとする部隊に基づいて災害対応を行います。その全体像を枠組みとして描けば、警察災害派遣隊という1番大きな枠の中に様々な部隊が入ってくるということございまして、警察庁としてそれらを直接指揮するということではございません。

(櫻井委員)

部隊の出勤について、必ずしも警視庁に特段の役割があるというわけではないのですね。

(和田災害対策室長)

はい。警視庁も都道府県警察の広域緊急援助隊等の一つとして活動するというところでございます。

(櫻井委員)

そこで質問なのですけれども、警察災害派遣隊の方ですと今後の施策の展開の方向性のところで、受入れに向けた態勢づくりとありますが、これはどのような課題が具体的ににあるのかということと、17頁の方ですが、都道府県警察の方なのですけれども、協定の締結というのが随分書かれているのですけれども、まだ協定を締結できていないところも結構あるということなのでしょうか。また、もう既にこの種の話というのは、現実には動くか動かないかということが問われる局面に入っているのです、締結された協定が本当に動くかどうかなんですよね。アリバイ的に作っても意味がないので、そういう局面に入っているのかなと思っておりまして、その辺りは現実的にはどういう状況なのでしょうか。

(和田災害対策室長)

3頁の方の受入れでございますが、広域緊急援助隊等を始めとする支援部隊を全国から発災した県に派遣することになります。その際に、受入県として様々なロジ、迎え入れのための受入れの拠点の整備でありますとか、そういう受入れに向けた態勢づくりを全国的なレベルで強化していこうというところでございます。自分のところが発災する立場、あるいは応援する立場、支援部隊を受け入れる立場といった各立場になった場合において、受入れの場面から必要となる施策を進めていこうという記述でございます。

また、協定の締結としては、例えば、発災時における建設事業者等からの重機の借り上げでありますとか、被災地への搬送ですとか、そのような様々な事業者等と連携することを内容とする協定を結んでいるというところでございます。そうしたものを経まして、仮に重機等様々な物が必要な場面において、いかに現場に帯同し、いかに現場に到着できるかという運用も含めて、今、様々な協定を結びつつありますし、それを更に実効性のあるものにするために訓練を重ねているという状況でございます。

(櫻井委員)

関連なのですけれども、11頁に原子力災害対策の話が書いてございまして、これも政府レベルの問題ということになるのだと思いますが、評価の結果のところ記載されている、ワーキングチームの会合に参加する体制が構築されたことで情報共有が適切に推進されたという内容はいかにもせい弱という感じで、原子力災害とかNBCテロとかもあるし、そのようなことも併せて考えると、本来は、原子力関係についてはもう少し実のある形で、警察庁を含めていろいろ積極的にコミットしていく必要があるだろうと考えているところです。

そうすると、最初の警察災害派遣隊のところに戻るのでございますけれども、さっき警視庁の話をしました、消防庁の方だと東京消防庁がむしろ中心になって動いていて、という

より、組織の構成上そうならざるを得ないというところもあるのだと思いますけれども、やはり警視庁が重要な役割を果たしていくということが、差し当たっては極めて重要なことであり、今後の課題としては、説明も変えていかれた方が実態に合うように思います。そこは立法論みたいな大きな課題になりますが、災害対策というところでは、そういう方向にいくことを期待をしたいということでございます。

(江尻委員)

質問というか意見の1つですが、都道府県警察の部隊の派遣について、シビアアクシデントの場合は、派遣先は自分の知らない土地勘のない地域で文化的にも違う上、長期間かつ事象自体が厳しい環境に派遣されるということで、派遣される警察官の皆さんも肉体的にも精神的にも厳しい状態で、疲労もたまると思います。

そこで、ハード的なバックアップは当然行っていただくことが必要なのですけれども、現地に行かれている皆さんが、しっかりと業務に従事できるようなソフト的なサポート、あるいはそういうことをモニタリングしておくという仕組みがないと、次回に向けた教訓が得られないと思いますので、特にシビアアクシデントの場合は、そういう態勢を構築していただくようお願いいたします。

(和田災害対策室長)

先ほどの御指摘でございますが、原子力災害に関しまして、御指摘のとおり様々なワーキンググループへの参画、あるいは政府主催の訓練への参画等を行っているところでありますが、引き続き対応の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、警視庁の部隊でございますが、位置付けとしては各県警察と同じものでございますが、御指摘のとおり、最近の災害でも、例えば広島県の土砂災害におきましても、あるいは長野県の御嶽山の災害におきましても、警視庁は部隊を派遣しております。そうした意味で、非常に能力的に高いものがあり、体制的にも充実しておりますので、御指摘の点にも十分配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

対応に当たりました警察官への精神的なストレスケアでありますとか、そうしたところも、給与厚生課を中心に取り組んでいるところでございますが、引き続き留意してまいりたいと考えております。

(田辺座長)

よろしいでしょうか。

この総合評価書の検証の結果が生きる機会が生じてほしくないところではありますけれども、準備だけはよろしくお願いいたします。

引き続きまして、議題5の事業評価書「子供女性安全対策班の設置」(案)についての警察庁の生活安全企画課から説明をお願いいたします。

(小田部生活安全企画課長)

失礼いたします。生活安全企画課の方から資料6につきまして説明させていただきます。資料6の事業評価書「子供女性安全対策班の設置」の要旨を御覧いただきたいと思います。

います。

この子供女性安全対策班の設置の背景でございますけれども、子供や女性を対象といたします性犯罪等が後を絶たないという中で、地域住民の間でこうした事案への不安を擁している状況にございました。こうした中、警察におきまして、様々な活動を行っておりまして、防犯対策でありますとか、地域警察官のパトロール等も行っているところでもありますけれども、こうした事案につきまして、ここにも書いてございますが、子供や女性を対象とする性犯罪等を未然に防止するため、子供への声掛け等の前兆的事案、こういった事案の段階で行為者を特定して、警察が先制・予防的に対応していくことが必要であると考えられるところなわけですけれども、それ自体が犯罪とならないような声掛け段階でありますとか、軽微な犯罪等々につきましては、体制面の問題から専従の捜査員を投入してこれに当たっていくということがなかなか難しい状況にございました。こういったことから、このような前兆事案につきまして、行為者を特定して、そこで検挙あるいは指導・警告等を先制・予防的に行っていくことにより、この種事案を抑止していくということで、子供女性安全対策班を設置したものでございます。

評価の視点でございますけれども、ここに書いてありますように子供女性安全対策班におきまして、前兆的事案について、早期に行為者に検挙・警告活動を行っていくことで、こういった性犯罪の被害を防止していくというような視点から評価をしたものでございます。

効果の把握でございますけれども、まず、この1の子供女性安全対策班による検挙、指導・警告実施状況でありますけれども、平成21年から平成26年までの活動状況の1番最後に累計が載っておりますが、6,994人、6,931件を検挙いたしまして、指導・警告につきましても、約1万1,000人、約1万1,000件の指導・警告を行っているところでございます。活動総数といたしましては、18,224人、18,065件の検挙、指導・警告を行っているという形になっております。

また、子供女性安全対策班の設置前後の6年間の特に女性・子供に対する性犯罪の認知件数の推移を見てまいりますと、まず、この2の強姦のところでもありますけれども、平成15年から平成20年までの平均値が2,005件となっております。平成21年から平成26年の平均値は1,304.5件であり、減少している状況にございます。強制わいせつの認知件数につきましても、設置前の5年間の平均値につきましても、8,515.2件、設置後については、7,183.5件となっております。逮捕・監禁、略取・誘拐につきましても、逮捕・監禁については6.2から8.5ということで多少増加しているのですけれども、略取・誘拐の認知件数については、101.5件から91.5件という形に減少しているという状況になってございます。

評価の結果、それから今後の課題でありますけれども、まずこの評価の結果につきましては、このような形で累計1万8,224人に対しまして、1万8,065件の検挙又は指導・警告を行うことによりまして、性犯罪等に発展していく危険性を未然に除去するとともに、万が一、こういった行為者が再度同様の行為、あるいは性犯罪等に及ぶ場合があったとしても、あらかじめこの活動の中で行為者を特定しておくことにより、情報を把握しておき、迅速な検挙等の対応が可能になってきているという状況にございます。

また、先ほど説明いたしましたけれども、この設置前後の6年間の性犯罪等の認知件

数を比較いたしますと強姦あるいは強制わいせつの認知件数が下回っている状況にございまして、こういった減少につきましては、もちろん様々な要因が考えられるところではあります。子供女性安全対策班の設置につきまして、先ほど申し上げましたような活動を行うことで、一定の効果が挙げているのではないかと考えているところでございます。

今後の課題でありますけれども、平成25年、平成26年の直近の検挙、指導・警告の件数を見ますと前年に比べて若干減少傾向にございます。したがって、私どもといたしましては、この安全対策班の活動につきまして、どのような形で進めていくことが積極的な活動展開につながっていくのかについて研修等を開催いたしまして、情報分析力、捜査力の向上を図ってまいりたいと考えております。あわせて、この子供女性安全対策班の活動によって得られた様々な情報を生かしまして、地域での様々な情報発信でありますとか、学校・通学路等の安全対策など総合的な被害防止対策を更に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

(田辺座長)

御説明ありがとうございました。

それでは質疑・意見交換の方に移りたいと思います。御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

私の方から2点ほどです。

1つは、評価書の4頁を見ますと、21年のところが100の指数になっていて、全体として、例えば強姦の認知件数に関しては、影響かどうか分からないけれど、100から減少しているのは確かですけれども、被害者が13歳未満の数に限定すると、100から明らかに上昇しています。それから表の4のところを見ますと、強制わいせつに関しましても、上の方の全体の認知件数は10%ぐらい上がっているのかもしれないけれども、下の13歳未満の数に関しましては、10%よりも多く15%ぐらい上がっていると思いますけれども、これを見ると、本当に効いているのかというのが分からないところです。

2点目は、これと関わるのですが、対策班が子供と女性を対象としているのですけれども、13歳未満というような子供への対策と成人女性への対策とは大分対応が違うのではないのかなという気がしているのですが、班における活動のウエイトというのはどうなっているのかなというのを書いていただかないと、こういう活動を行って、どこをターゲットにして、そしてこうなりましたというつながりが悪いかなという感じがしたのですが。

以上2点ほど。

(小田部生活安全企画課長)

加害者の方からいたしますと、被害者が13歳未満なのか、13歳を超えているのかというのが外見的には分からない中で、狙いやすいところを狙っているという部分もあるのだらうと思います。そういうこともありますので、ここでは13歳未満を切り出しておりますけれども、数字が少ない部分もありますので、トータルで見ていくということなのかと思っているところでございます。

それから、子供と女性の関係なのですけれども、都道府県警察に対しては、様々な形で相談なり、いろいろな被害の申告なりがございます。その中で子供・女性に関わる様々な声掛け事案については、その後、エスカレートするおそれがあるかどうかを個別具体的に判断して対応してございますので、年齢で切り分けるという形では対応してございません。

(田辺座長)

分かりました。

他にありますでしょうか。

(櫻井委員)

「子供女性」となっているのは、「女子供」という言い方が良くないからということなのでしょうか。単純な質問ですが。

東京都の方で今、安全安心条例の改正作業に関わらせていただいているのですけれども、新しいなと思っているのは、弱者というのを前面に出して、相対的な弱者に対して、どういう施策を打っていくのかという、結構思い切った球の投げ方がなされていて、不安感を少し低減させるという意味では、それなりに効果があるのではないかと考えています。それから統計的にも、確か東京都の資料等を見ると、いわゆる小さい犯罪は決して減っていないというようなこともあって、そういう意味では、子供女性安全対策班は、時流にあった施策ではないかなと覚っているところではす。

しかし、これはコメントをいただきたいのですけれども、今日、長官がニュースでおしゃっていたと思いますけれども、声掛け事案でお巡りさんが声を掛けていているというケースがあつて、病根が深い問題だなと覚っています。東京都における議論でも、通学路をどうやって守るのかというのが大きな課題として意識をされていて、それにもかかわらず、防波堤・中核になるべき警察において、そのような不祥事が起きるといふのは、もう誰も信用できない、自分の身は自分で守るといふことになるのかということになるので、その辺りは、今日の今日でという感じもありますけれども、どのような御感想をお持ちなのかということをお伺いできればと思います。

(栗生官房長)

私がお答へします。逮捕したのが一昨日で、昨日、国家公安委員会がございまして、逮捕したばかりで、これから事件の刑事責任の追及に向けて、しっかりと事実を確定していかなければならないという作業があるという前提の下で、私から申し上げましたが、明らかにされた事実に基づいて、どうしてこういうことになったのだろうかとか、何か止める余地はあるのだろうか、守る余地はあるのだろうか、こういうことにならないように防止する余地はあるのだろうかというようなことをしっかりとまず群馬県警で確認した上で、報告していきたいというようなことを申し上げました。長官も記者会見で問われて、極めて遺憾、法の執行に当たる者がというようなことを申し上げておまして、同様のことを国家公安委員会でも申し上げました。

(田辺座長)

よろしいでしょうか。それでは、この議題5につきましては、これで終わりたいと思います。

次に議題6の事業評価書「道路交通法の一部を改正する法律により新設された規制」(案)についての説明を運転免許課からよろしくお願いします。

(直江運転免許課長)

資料7に基づきまして、御説明申し上げます。評価の対象となっております政策は、75歳以上の高齢者に対する認知機能検査の導入でございます。平成21年6月の改正法施行によりまして、75歳以上の高齢運転者につきましては、運転免許の更新時に認知機能検査を導入し、同検査結果に基づきました高齢者講習を実施するとともに、認知機能検査の結果、認知症の疑いのある者が、信号無視や一時不停止などの特定の違反行為をした場合には、公安委員会は臨時適性検査を実施することとされました。

本規制の評価に当たりましては、認知機能検査の結果に基づいた高齢者講習や臨時適性検査等により、75歳以上の高齢運転者に係る交通事故防止が図られているかという有効性の観点、及び本規制により高齢運転者と公安委員会に生じる負担の増加と得られる効果を比較して効率性の観点から評価いたしました。なお、効果の把握に当たりましては、認知機能検査の結果に基づく高齢者講習の導入前後の75歳以上の運転免許保有者による交通事故発生率、そして、同講習受講前後の一定期間内の事故・違反者の数、そして、認知機能検査の結果から認知症の疑いがあるとされた者で、一定の違反行為をした者の臨時適性検査等の実施件数と同検査結果に基づいた運転免許の行政処分件数をそれぞれ資料の中に御提示しております。

まず、本規制により、75歳以上の高齢運転者に係る事故防止が図られているかどうかという有効性の観点からの評価であります。改正法による取組が、年間を通じて実施されました平成22年以降、75歳以上の運転免許保有者による交通事故発生率は、改正法施行前の水準を下回っております。また、高齢者講習受講前後24か月の事故・違反者の数についても、講習の受講前後を比較しますと、受講後は受講前と比較して15.5%減少しているところであります。さらに、臨時適性検査等により認知症と診断された者に対しては、運転免許の取消しなどの行政処分を適正に実施するところでありますが、改正法の施行以降は、臨時適性検査等の実施件数が年々増加しており、運転免許の行政処分についても一定程度行われているところであります。以上のことを踏まえれば、75歳以上の高齢運転者に係る交通事故防止の観点から、本規制については、有効性が認められるものと考えております。他方、平成25年中に認知機能検査を受講した者について、認知症のおそれがあると判定された者が約3万5千人ございます。3万5千人いたにもかかわらず、同年中の臨時適性検査等の実施件数は524件にとどまったことを踏まえれば、認知症のおそれのある者に対しては、その者の交通違反の状況にかかわらず、速やかに適性検査を受けてもらうための措置が必要だと考えます。

次に、本規制により75歳以上の高齢運転者と公安委員会に生じる負担の増加と得られる効果を比較した効率性の観点からの評価について述べます。75歳以上の高齢運転者にとっては、認知機能検査を受検するという負担が生じることとなりましたが、同検査は

高齢者講習と同日に受験することが可能であることや、検査時間を含めても75歳未満の高齢者講習と講習時間が同じであることを踏まえれば、その負担はほとんど増加していないものと考えられます。また、認知機能検査の結果、認知症の疑いがあると判定された者であって、一定期間内に特定の違反をした75歳以上の高齢運転者につきましては、臨時適性検査を受検することとなりましたが、安全運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等につきましては、医師の診断以外に判定の方法がなく、さらに、臨時適性検査の費用は公安委員会で負担するということを踏まえれば、過度の負担であるとはいえないものと考えております。

公安委員会にとっても、認知機能検査に係る事務及び臨時適性検査に係る費用の負担が生じておりますが、認知機能検査につきましては、既存の講習事務と一連でなされるものであることから、新たな負担は生じていないものと考えております。また、臨時適性検査につきましても、従来から運用されていた制度であることを踏まえれば、その負担はほとんど増加していないものと考えます。

このように、新たな負担がほとんど生じていない一方で、交通事故の減少といった効果が認められることから、本規制については、効率性が認められるものと考えております。以上でございます。

(田辺座長)

どうもありがとうございました。

それでは、この件に関しまして、意見交換を行いたいと思います。何か御質問・御意見がございましたら、よろしくお願いたします。

私の方から2点ほど伺いたします。

1つは、75歳以上の交通事故のところで、22年以降減っているというのは、そうなんだろうなあと思うのですが、これは交通事故全体が減っているので、75歳以下の減り方と比べたときに、22年以降の前後の減り方というのが、それよりも減っているということを言わないといけないのではないのかなという気がしました。要するにトレンドがあるときにベースラインをどこに設定するかということを考えなければ、改正による効果自体を表すものとして、少し弱いのかなというのが1点目です。

2点目は、負担の方ですけれども、いろいろな議論はあろうかとは思いますが、75歳以上という年齢で一律に規制をかけてしまっておりますので、もっと限定的にチェックするような規制方法があり得るのかどうかということと対比して、やっぱり負担をお願いするこちらの方がいいというのを言わないと、効いてはいるのですけれども、必要のない人にまでずっと規制がかかっているというのは確かですから、この点はいかがなんでしょうかというのが2点目です。

(直江運転免許課長)

1点目でございますが、交通事故の発生率自体は0.76%まで下がってはおりますけれども、全体の下がり方と比べると、少し斜めになっている状態であります。しかし、75歳以上の方の事故発生率自体が高くなっております。また、認知症の方とか高齢の方が年々増えてきておまして、75歳以上のドライバーの方の中でも、更に85歳、90歳の方

のボリュームが増えてきている中で、この数というのは、交通事故全体の減少率に対する寄与率は低いものの、減少に寄与しているものと考えております。

2点目でございますが、75歳以上の方にこの検査を受けていただいているというのは、70歳から75歳未満の方とそれ以降の方を比べると、認知症の発症率がかなり違うというようございまして、3倍くらい変わってくるという話がございまして、どこの年齢から切るかという若年性認知症の方もいらっしゃるのですけれども、全体の御負担をかけるという部分では、75歳以上からというのが適当ではないかと考えます。また、今まさに新オレンジプラン等でお話されておりますのは、7人に1人が認知症でおられるという今の状況が、将来は更に4人に1人が認知症になるというお話もありますので、こうしたところで、認知症の早期発見という部分にも資するものと思っております。

(田辺座長)

よろしいでしょうか。

それではこの件は、これで終わろうと思えます。

最後に警察庁から、平成26年中に実施した事前評価についての報告をお願いいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

平成26年中に実施した事前評価について御報告いたします。

まず、租税特別措置等に係る政策評価につきましては、昨年8月、平成27年度税制改正要望に伴う事前評価を実施いたしました。

また、10月、臨時国会に提出いたしました4法案に関し、新設等を行った規制の事前評価を実施いたしました。

報告事項は以上でございます。

(田辺座長)

今の件について御質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これにて本日の予定は全て終了いたしました。本日の議題全般について、何か御質問・御意見等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、意見交換も終了しましたので、室長にお返しいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

本日は大変ありがとうございました。お手元の資料につきましては、卓上に残していただければ、後日お送りいたします。

次回は、平成26年度実績評価書(案)を中心に御議論いただく予定にしております。日程につきましては、6月頃を目途として、別途調整させていただきます。

それでは、本日の研究会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

以上